

公海等で行う試験研究等に係る英文許可等証明書の発給に関する取扱要領

令和7年12月23日付け7水管第2362号水産庁長官通知

(趣旨)

第1 漁業に関する条約に基づき設立された地域漁業管理機関が定める水産資源の保存及び管理に関する措置（以下「資源管理措置」という。）を遵守するため、これらの条約の締約国は、当該国が正当に権限を与えた検査官により、公海水域において操業する漁船等に対して正当な漁業に係る許可の有無その他資源管理措置の実施状況の検査又は確認を実施している。この他に、外国の排他的経済水域（以下「外国EEZ」という。）において当該外国から漁獲のための許可を受けて操業する場合や、陸揚げや補給に当たり外国の港に入港する場合等に、外国の機関による検査等が実施されている。

本要領は、営利を目的としない試験研究、教育実習等（以下「試験研究等」という。）を行う我が国船舶に対する検査等が円滑に進むよう、農林水産大臣から試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い（令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知）に基づく確認を受けていること及び漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可を受けている場合は同許可を受けていることを英文により証明する文書（以下「英文許可等証明書」という。）を発給するために必要な手続を定めるものである。

(発給対象)

第2 英文許可等証明書は、公海又は外国EEZにおいて行う試験研究等に関し、農林水産大臣から現に受けている試験研究等の許可等について発給するものとする。

(発給手続等)

第3 英文許可等証明書の発給を受けようとする者は、試験研究等に関する申請書の提出と併せて、別記様式第1号により、かつお・まぐろ漁業に係る試験研究等の場合には水産庁資源管理部国際課長宛て、それ以外の場合には水産庁資源管理部管理調整課長宛てに提出するものとする。

2 前項の申請を受けた課長は、申請者が前項の申請に係る試験研究等の許可等を受けることを確認したときは、別記様式第2号による英文許可等証明書を申請者に発給するものとする。

3 英文許可等証明書の発給を受けた者は、当該英文許可等証明書の記載事項に変更が生じたとき、又は当該英文許可等証明書を亡失し若しくは毀損したときは、速やかに、発給した課長（以下「発給者」という。）に当該英文許可等証明書の書換え又は再発給を申請し、発給者は、遅滞なく、当該英文許可等証明書の書換え又は再発給を行うものとする。

(許可等の有効期間)

第4 英文許可等証明書は、試験研究等の許可等の有効期間中は効力を有する。

附則

- 1 この通知は、令和7年12月23日から施行する。
- 2 国が実施する科学調査のための試験研究等については、本要領によらず、「調査船等証明事務取扱要領」（令和5年3月30日付け4水推第1632号水産庁長官通知）によるものとする。

英文による試験研究等の許可等証明書の発給申請書

年　　月　　日

水産庁資源管理部　　課長 殿

住　　所

氏(フリガナ)名

電話番号(　　)　　e-mail(　　)

今般、下記の試験研究等の許可等について、英文による許可等証明書の発給を申請します。

記

1 船舶

- (1) 船　　名 ○○ 丸
(英語表記) ○○
(2) 信号符字 ○○
(3) 漁船登録番号 ○○-○○○○○
(4) 船舶トン数 総トン数
　　　　　　　　国際トン数

2 試験研究等を行う者

- (1) 氏　名 (英語表記) ○○ ○○
(2) 住　所 (英語表記) ○○○○

3 試験研究等を行う海域 ※操業する条約水域を記入してください。 (例 : WCPFC)

CERTIFICATE OF RESEARCH LICENSE GRANTED

Document No : 文書番号

Re: 船名

*This is to certify that the above mentioned vessel is duly authorized to conduct research activity for ***** (対象資源名) fish stocks by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries under the Enforcement Regulations of the Fisheries Act of Japan. The vessel shall comply with the relevant domestic laws and regulations to implement applicable conservation and management measures of the relevant regional fisheries management organizations.*

License No: 指令書番号

Vessel Type: RESEARCH VESSEL

Gear Type: 漁業の種類

Valid: From 許可の開始

To 許可の終了

Name of License holder (s): 許可を受けた者

Address of License holder (s): 許可を受けた者の住所

Call Sign: 信号符号

National Registration No: 漁船登録番号

Gross Registered Tonnage: 国内トン数

International Gross Tonnage: 国際トン数

Operation Area: 操業する条約水域

署名

Official name: 課長の氏名

Director of (課名) Division, Fisheries Agency,

Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries, Government of JAPAN

Date: 施行日

Address: 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8907 JAPAN

Tel: +81-3-6744-2364 **Fax:** +81-3-3591-5824